

上場会社の第三者割当等により発行された新株の譲渡等に関する規制の見直しについて

平成11年5月18日
名古屋証券取引所

1. 改正の趣旨

現在、上場会社が第三者割当増資を行った場合には、当該第三者割当により発行された新株の割当を受けた者は、当該新株を原則として効力発生日から2年間所有する旨並びに当該期間中に譲渡等を行った場合には、当該内容を上場会社にあらかじめ報告する旨及び当該報告に基づき上場会社が名古屋証券取引所（以下「名証」という。）に報告した内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨等の確約を行うことを必要としている。

この規制は、平成元年4月、第三者割当増資の透明性を確保する観点から、割当新株の継続所有に関して上場会社と割当を受けた者との間で取り決められることが通例となっていた当時の状況を踏まえて導入されたものである。しかしながら、近年、上場会社の財務内容の改善又は会社再建のための資金調達を目的とした第三者割当増資が増加しており、こうしたケースでは、資金の供給者が割当新株を継続して保有するリスクを避ける観点から、この2年間の所有に係る確約が課せられる新株の引受けに消極的となり、上場会社の円滑な第三者割当増資の実施を阻害するという状況が生じてきている。

このような状況を踏まえ、上場会社の第三者割当増資の実施が円滑なものとなるよう、現行の2年間にわたる継続所有を原則的に求めている要件を撤廃することとする。しかしながら、第三者割当増資の透明性を引き続き確保するため、当該期間における割当新株に係る譲渡については、当該内容が投資者に提供される仕組みを設けておくこととする。

（参考）

上場会社が第三者割当増資を行う場合には、発行要領、発行の理由、資金の使途、発行価格の決定方法、割当先の概要、新株の保有に関する事項等についての情報の適時開示を要請している。

2. 改正の概要

項 目	内 容	備 考
1. 確約の当事者	<ul style="list-style-type: none"> 従来、上場会社、申込取扱会員及び新株の割当を受けた者との三者間で確約を行うこととしていた。これを上場会社及び新株の割当を受けた者の二者間で確約を行うこととする。 	
2. 確約の内容	<ul style="list-style-type: none"> 従来、割当を受けた者が割当新株を原則として新株発行の効力発生日から2年間所有し、かつ、申込取扱会員に預託すること、割当を受けた者が割当新株の譲渡等を行う場合には上場会社に報告すること、申込取扱会員は割当新株の返還請求等を受けた場合には上場会社に報告すること、上場会社は、割当を受けた者が割当新株の譲渡等を行った場合には、その内容を名証に報告すること、割当を受けた者は、割当新株の譲渡等を行った場合には、その内容が公衆縦覧に供されることに同意することについて確約を行うこととしていた。これを割当を受けた者が新株発行の効力発生日から2年間に割当新株の譲渡を行う場合には上場会社に報告すること、上場会社は、割当を受けた者が割当新株の譲渡を行った場合には、その内容を名証に報告すること、割当を受けた者は、割当新株の譲渡を行った場合には、その内容が公衆縦覧されることに同意することについての確約を行うことで足りることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社は、割当を受けた者が割当新株の譲渡を行った場合には、以下に掲げる事項を記載した書面を名証に提出することとなる。 <ul style="list-style-type: none"> a) 譲渡を行った者及び譲り受け手の氏名及び住所 b) 譲渡を行った株式数 c) 譲渡日 d) 譲渡価格 e) 譲渡の理由 f) 譲渡の方法 確約を行わなかった場合又は確約内容を適正に履行しなかった場合には、上場会社に対する改善報告書の提出等の措置を講じることとなる。 <p>この確約は、上場会社と割当を受けた者との間で割当新株の保有期間等に関する取決めがあるかどうかにかかわらず行うものとする。</p>
3. 改正内容の適用時期(予定)	<ul style="list-style-type: none"> 本年7月1日を目途とする。 	

以 上